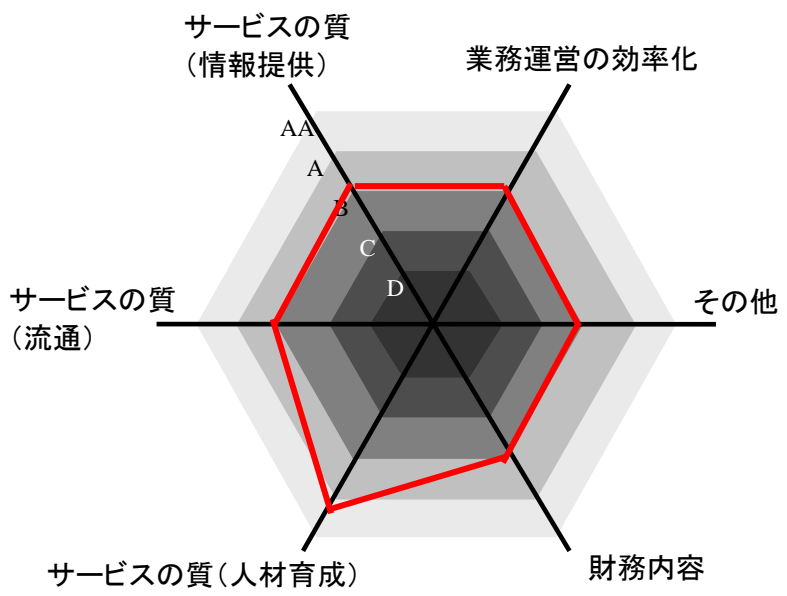


# 独立行政法人工業所有権情報・研修館 中期目標期間業務実績評価（平成18～22年度）

## 1. 総合評価

評価結果		B（質・量の両面において概ね中期目標を達成） 平成18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B、22年度：B	
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
サービスの質の向上		3点×33.7%+3点×8.6%+4点×7.7%+3点×20% +3点×20%+3点×10%=3.1点	B
①情報提供 (33.7%)	B (3点)	<b>総合評価のポイント</b> ○評価のウエイトは、経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価の基本方針を踏まえ、「サービスの質の向上」50%、「業務運営の効率化」20%、「財務内容」20%、「その他」10%とした。「サービスの質の向上」については、工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の業務内容に応じて「情報提供」「流通」「人材育成」に細分化し、各事項における中期目標期間中の各年度の予算・人員によりウエイト付けをした値の平均値を評価のウエイトとした。「その他」については、情報・研修館は、産業財産権制度ユーザーの窓口であり、特許庁との密接な連携が不可欠であることから中期目標においても、ユーザーフレンドリーな事業展開、特許庁との連携等を「その他業務運営に関する重要事項」としているため10%とした。 <b>【評価】</b> ○業務全般にわたり鋭意工夫を重ね、経費節減に努めつつ、より高次のサービス提供がなされ、結果として国民の知的財産への意識向上や産業振興に貢献してきたことは、高い評価に値する。この間の取組みによって蓄積されたノウハウや育成された人材は国の重要な資産である。知的財産に関する認識や要望は時代に合わせて変化するものであり、引き続きユーザー目線への配慮を失わず、蓄積された資産が多面的に活用され、結果として知財立国としての我が国のイノベーション創出に貢献するよう、制度設計や事業運営に取り組んで頂きたい。 ○中期目標は、各項目について十分に達成したものと考えられる。特に第2期における業務範囲・内容の変化に迅速かつ的確に対応し、国の産業財産権政策実施の	
②流通 (8.6%)	B (3点)		
③人材育成 (7.7%)	A (4点)		
業務運営の効率化 (20%)	B (3点)		
財務内容 (20%)	B (3点)		
その他 (10%)	B (3点)		



	<p>重要な部分を着実にかつ積極的に担ってきたことを高く評価する。次期中期目標期間は、内外の環境変化がさらに激しくなることが予想されるが、今期に示した着実かつ積極的な姿勢を維持して活動を継続してほしい。</p> <p>○中小企業を取り巻くグローバル化の嵐は予想を上回るスピードで進展しており、第2期中期目標期間の開始時にはほとんど視野に無かった中国の脅威が現実のものとなっている。もはや知財戦略の問題点はほとんど国外にあると思われ、次期中期目標期間においては、海外に目を向けた業務の拡大、シフトが重要と考える。国益を守るための知財戦略を意識してほしい。</p>
--	--

(注) 各事項のウエイトは法人ごとに算定。評定の点数は、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、ウエイト付きの点数をXとすると、AA：4.5<X≤5、A：3.5<X≤4.5、B：2.5<X≤3.5、C：1.5<X≤2.5、D：1≤X≤1.5としている。

## 2-1. サービスの質の向上（情報提供）

<b>評価結果</b> <b>B（質・量の両面において概ね中期目標を達成）</b> <b>平成18年度：A、19年度：B、20年度：A、21年度：B、22年度：B</b>		
各年度の評定から算定される 総合評定	(4点+3点+4点+3点+3点) × 1 / 5 = 3.4点	B
評価のポイント	<p>○インターネット普及等の社会情勢やユーザーニーズの変化をとらえ、常にユーザー目線でサービスの改善と質の向上に向けた施策が各年度を通じて遅滞なく実施されていると高く評価する。特にIT技術の発展を活用するなどして、迅速かつ確実に利便性の高い情報提供活動を行い、我が国の産業財産権制度の発展を支えた点を高く評価する。</p> <p>○閲覧室における審査官端末の公開、審査官による資料へのアクセス性の改善、非特許文献のイメージ提供など、審査の質の向上に寄与するとともに出願人側の手続面においても有益と思われる事業が、地味ではあるが着実に実施されてきている点も評価できる。</p>	
<b>個々の評価事項について</b> <b>当該中期目標期間の評定がBとなる基準</b>	<b>中期目標期間の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<p>1. [工業所有権情報普及業務] 工業所有権情報の普及及び内容の充実 出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。</p> <p>(1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供 特許電子図書館について、中小・ベンチャー企業や大学などのユーザーによる利用を促進するため、機能の向上、アクセスの改善等を図る（この結果、中期目標の終了時において、年間の検索回数を7,0</p>	<p><b>【評価】</b> ○中期目標期間中、特許電子図書館ユーザーの利便性向上のために多くの改善がなされ、今や世界に誇るインフラといえるが、さらなるサービスの向上を期待したい。例えば、日米欧の3極がハイパーリンク等で相互に結びつけばデータベースとしての価値は相乗効果でさらに向上するものと考えられる。</p> <p><b>【実績】</b> ○特許電子図書館（IPDL）について、ユーザーニーズを踏まえ、ユーザーの利便性向上を図るための各種機能の向上、アクセスの改善等を図り、中期目標で示された中期目標の終了時において IPDL の検索回数 7,000 万回以上については、達成した。</p>	

〇〇万回以上に増加させることを目標とする)。その際、ユーザーの要請によりの確に対応するため、閲覧業務及び相談業務との連携を図る。また、特許庁の提供する一次情報を基に多様な高付加価値サービスの提供を行う特許情報提供事業者との協力、相互補完関係を構築しつつユーザーにおける工業所有権情報の効率的な活用に資するため、特許庁における審査経過等の情報を標準的なフォーマットに変換し、外部に提供する。

	機能改善の内容
18年度	公報と経過情報の相互リンク機能の追加、IPCとFI・Fターム検索を統合した分類検索機能の追加、審査書類照会サービスの拡充
19年度	公報テキスト検索における公報全文検索機能の追加
20年度	特許・実用新案検索における文献単位PDFダウンロード機能の追加
21年度	公報テキスト検索におけるNOT演算機能等の追加
22年度	視覚障害者に配慮し、IPDLトップページ及びセカンドページの配色変更、音声読み上げソフトに対応するインデックスの付与

(単位：万回)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
IPDL 検索回数	6,969	7,790	9,546	11,892	8,600

○特許電子図書館の利用促進を図るための説明会を各地で実施した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開催箇所数	5箇所	6箇所	7箇所	6箇所	7箇所
開催回数	12回	6回	8回	8回	10回
参加人数	165名	93名	188名	171名	245名

○特許電子図書館のホームページにおいて、産業財産権相談サイトへリンクを張り、またトピックスに関係記事を随時掲載する等、閲覧及び相談業務との連携を図った。

○特許庁が保有する審査経過等のデータを民間企業等が利用しやすいデータ形式に整理標準化してマージナルコストで外部ユーザーに提供し、企業等ユーザーの自社内DB構築等の工業所有権情報の効率的活用を支援するとともに、業務工程の見直しにより、情報の抽出からデータの提供までの期間を平成22年度までに平成17年度と比較して7日短縮した。なお、中期計画で設定した整理標準化データの提供件数1,300万件以上の目標は、毎年度達成。

(2)他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用  
 ユーザーニーズに応えるとともに特許庁の審査等に資するため、他国の工業所有権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーの要請の強い工業所有権情報について和文抄録を作成し、一般に提供する。また、他国における我が国出願人の権利の的確な保護に貢献するため、特許庁が保有する工業所有権情報の英文抄録を作成し、他国の工業所有権庁に提供する。

(単位：万件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
データ提供件数	1,465	1,530	1,447	1,501	1,413

○特許電子図書館事業、整理標準化データ提供事業については、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁の新事務処理システムの稼働に伴い、廃止予定。なお、特許電子図書館事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)においても特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、情報・研修館の事業としては廃止することが指摘されている。

○特許審査の迅速化に資するため、米国特許明細書、欧州公開特許明細書等の和文抄録を作成し特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDLを通じて一般のユーザーに対しても提供した。なお、中期計画で設定した和文抄録作成件数23万件以上の目標は、毎年度達成した。

(単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
和文抄録作成件数	294,733	307,733	293,199	320,784	313,442

○他国における我が国出願人の権利の的確な保護のため、日本公開特許公報を「特許協力条約」において国際調査機関が必ず調査しなければならない「最小限資料」とするための条件とされている公報英文抄録(PAJ)を作成し、海外の国際調査機関に送付するとともに、業務工程の見直しにより、公報発行から英文抄録提供までの期間を平成22年度までに平成17年度と比較して10日間短縮。なお中期計画で設定した英文抄録作成件数34万件以上の目標は、平成18年度は達成、平成19年度から平成22年度について特許庁の公報発行件数が34万件に達しなかったため、発行された公報全件について抄録を作成した。

(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用  
 他国における的確な審査を促進し、我が国出願人のこれらの国における迅速かつ的確な権利取得に貢献するため、特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械を用いて英訳して他国の工業所有権庁に提供するシステムを整備し、運用する。

(単位：件)					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
英文抄録作成件数	353,100	336,795	312,442	303,486	288,447

○日米欧三極特許庁協力の一環として、特許庁が発行する公開特許公報等の漢字書誌データを作成し、欧州特許庁、米国特許商標庁へ提供した。なお、中期計画で設定した公報書誌データ作成件数50万件以上の目標については、毎年度達成した。

(単位：件)					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
書誌データ作成件数	531,579	547,041	543,112	550,200	550,255

○翻訳品質の評価ツール及び評価マニュアルを作成し和文抄録、英文抄録等について翻訳品質のサンプル調査を毎年度行い、品質の維持・向上を図った。

○他国への審査協力を通じ我が国出願人の迅速かつ的確な権利取得に資するため、「高度産業財産ネットワーク (AIPN)」による日本国特許庁の審査結果等に関する情報を諸外国・機関に提供するとともに、日本語の審査関連情報を英語で参照可能とするため、機械翻訳辞書に毎年度5,000語の辞書データを追加し、誤訳フィードバックボタンの追加をする等、翻訳ソフト・辞書機能の改善を行い、AIPNの翻訳機能の強化を実施した。

(単位：国・機関)					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
AIPN 提供先	25	31	37	38	41

2. [工業所有権関係公報等閲覧業務] 中央資料館としての工業所有権情報の提供

公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、工業所有権情報普及業務とも連携しつつ、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を確実に提供する。

(1) 中央資料館としての確実な情報提供

「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集するとともに、全国主要都市にある9閲覧室を通じて、全国のユーザーに対して工業所有権に係る確実な情報提供を行う。特に我が国の公報情報については、公報発行日に即日閲覧に供するものとする。

【評価】

- 迅速な情報提供に努めていると評価できる。
- 利用者のニーズに応じた提供方法の改善（閲覧室の見直し等）が毎年継続して実施されており、例えばインターネット利用者増加に伴う地方閲覧室の利用者の低下等の現実的な状況に対応して閲覧室の閉鎖を実行する一方で、必要な箇所には審査官用端末を配備するなど、時宜に応じた対応が各年度を通じて実施されている点は評価できる。

【実績】

- 内外の工業所有権関係公報を収集・整理し、第一公報閲覧室及び地方閲覧室において、行政機関の休日に関する法律で規定する日を除く全日（那覇閲覧室においては、台風の影響による2度の休館日を除く。）において閲覧に供し、国内公報については公報発行日に即日閲覧に供した。

<閲覧室利用者数>

(単位：人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特許庁庁舎	34,062	29,069	22,791	16,677	13,921
経済産業省別館	517	88	23	8	8
札幌閲覧室	1,522	1,572	1,288	1,107	818
仙台閲覧室	1,015	820	610	388	176
名古屋閲覧室	3,255	2,603	2,090	1,939	1,470
大阪閲覧室	9,230	6,961	5,750	4,158	2,839
広島閲覧室	467	356	395	313	-
高松閲覧室	1,208	1,111	960	907	533
福岡閲覧室	1,301	1,228	856	934	621
那覇閲覧室	430	385	279	284	208
合計	53,007	44,193	35,042	26,715	20,594

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）で指摘された地方閲覧室について、インターネットの普及や閲覧室利用者状況を踏まえ、平成22年度末までに全て閉室した。

(2) 閲覧用機器の機能向上及び設置台数の見直し  
出願人などのユーザーがより精度の高い調査を行うことを支援するため、閲覧用機器(公報を検索・閲覧するためのコンピュータ端末)の使用環境(処理速度、操作性等)を特許庁の審査官が使用するシステムと同程度までに向上させる。また、「特許庁業務・システム最適化計画」の進展による工業所有権情報普及業務の効率化に合わせて、ユーザーの利用状況に対応した閲覧用機器の設置台数の見直しを行う。

3. [審査・審判関係図書等整備業務] 審査・審判関係資料の充実及び閲覧等サービスの向上  
迅速かつ的確な審査の実現に不可欠な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図る。

(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実  
国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術文献(非特許文献)に加え、カタログ等の公知資料について最新のものを収集し、提供する。

○閲覧室利用者ニーズの高度化・多様化、閲覧室利用者数の推移を踏まえ、IPDL/WS(専用端末)の設置台数を削減するとともに、審査官が使用するものと同程度の機能を有する閲覧用機器(特許審査官端末)を順次設置した。

(単位:台)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
CD/DVD 閲覧用端末	22	22	20	22	16
インターネット閲覧用端末	7	7	7	7	—
IPDL/WS	171	113	112	—	—
特許審査官端末	16	16	16	59	40
合計	216	158	155	88	56

【評価】

○審査官が必要とする図書類の選定及び充実化に加えて、審査官が必要とする図書類へのアクセス性を改善する努力がなされており、業務としては地味であるが、審査の質的向上に寄与する事項として評価したい。

【実績】

○特許庁の審査・審判を的確に処理するとともに審査・審判の質を向上させることを目的に内外国文献を購入・提供した。その際、特許庁の審査官等からなる図書選定担当者会議にて購入の必要性等を精査し策定した調達計画に基づき、購入を実施した。

(単位:冊)

保有冊数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
内国図書	957	698	576	379	479
内国雑誌	9,644	9,862	10,237	10,137	9,917
外国図書	78	72	41	44	40
外国雑誌	6,390	6,398	6,241	6,147	5,965



(2) 閲覧等サービスの向上  
 閲覧環境の一層の整備を図るため、収集した技術文献の閲覧等に必要な検索ツールの整備や文献リストの提供を行う。

○審査・審判の最終処分(特許、拒絶等)が確定した出願書類及び審判記録を特許庁から受入・保管し、出納業務を実施した。

(単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受入件数	24	25	24	22	16
出納件数	17	14	11	11	6
保管包袋	3,634	3,656	3,424	3,188	2,906

○特許庁の審査官等と協議の上、特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献(ミニマムドキュメント)の調達計画を作成し、それに基づき各種文献の収集を行った。

○意匠審査の的確な処理に資することを目的に、特許庁と協議の上定量的かつ分野に偏りのないよう国内外のカタログ等を収集し、意匠公知資料として整備した。

○閲覧可能な技術文献等のリストをホームページに掲載し毎月更新するとともに、行政機関の休日に関する法律で規定する日を除く全日において収集した文献等について閉架式による閲覧サービスを行った。

○技術文献について分類番号等による検索が可能となるよう検索ツールを整備し検索方法等のマニュアルを作成するとともに、技術文献の検索等の相談に対処し一般ユーザーが国内外の最新技術情報を適時に閲覧できるよう支援を行った。

4. [工業所有権相談等業務] 相談サービスの充実  
 中小・ベンチャー企業等の権利取得に係るコストを引き下げ、技術革新や事業化の速度に適応した機動的な権利の取得や活用を促すため、中小・ベンチャー企業を始めとするユーザーに対する工業所有権に関する相談サービスの強化を図る。

【評価】  
 ○毎年5万件もの相談を、直近では全て一開館日以内に回答するなど、知的財産権に関する理解の増進とユーザーの利便性向上に大いに貢献している。また、寄せられた相談内容を内部で情報共有するとともに、HP上でFAQとして掲示し、ユーザーがメールや電話で相談せずとも回答が得られる仕組みを構築するなど、優れた業務運営がなされている。こうした取り組みにより、結果として相談件数が逡減傾向にある点は、人件費削減にもつながるものであり特に高く評価したい。今後は、産業財産権のWEB

(1) 相談への迅速な対応

面接・電話のほかあらゆる形態の相談に対応するとともに、相談形態ごとに回答期限（原則、来館及び電話での相談については直ちに、文書及び電子メールでの相談については1開館日以内）を設けることにより、それらに迅速に対応する。

化を更に推進し、サービスの向上を目指して欲しい。

- 電話等の相談件数の減少に伴い、夜間に時間を延長してまで相談に対応する体制が逆に非効率となる可能性もあり、この点の再評価が必要であると思われる。

【実績】

- 形態別の相談件数の推移から電話、FAX、メール相談が増加傾向にあり、相談の内容も手続きの複雑化・高度化に伴い、難しい質問が多い中、一部の案件（勤務時間外での受付分等）を除き、中期目標に掲げられた回答時間内の処理を実現した。

(単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
相談窓口	12,109	11,804	10,920	11,346	8,466
電話相談	42,033	44,567	45,705	39,957	32,986
文書相談	1,018	1,055	973	572	319
FAX相談	418	681	677	1,277	1,115
電子メール	2,138	2,289	2,799	3,457	2,919
合計	57,716	60,396	61,074	56,559	45,805

- ユーザーサービスの向上に資するため、平成18年7月より電話相談時間を20時まで延長する取組を実施した。

- 相談に係る応答の充実、内部の情報共有の効率化のため、相談を受けた案件は全て相談データベースに蓄積し、情報の管理、共有化を図った。特に文書、FAX、メール相談については、別途、受付簿を作成し、応答状況の管理を行った。

- 相談データベースを活用し、平成21年4月より産業財産権相談サイトを開設し、Webにて一般公開した。開設後も、FAQ（良くある質問）の充実化、「かんたん商標出願講座」（動画）の作成等、産業財産権相談サイトの内容拡充を行った。

(単位：件)

	21年度	22年度
FAQ アクセス件数	115,513	435,984
FAQ 蓄積件数	9	109

<p>(2) 他機関との連携  相談サービスの充実を図るため、日本弁理士会、社団法人発明協会、中小企業支援機関等との連携を図り、工業所有権全般に渡って効率的な相談体制の整備を行う。その一環として、工業所有権に係る基本的な相談は他の機関でも実施がなされるよう、これらの機関に相談ノウハウの提供を行う。</p>	<p>○産業財産権全般に関する効率的な相談体制を整備することを目的として、他機関で行う説明会・研修等で他機関との連携を図るとともに、「産業財産権の相談」パンフレットの配布を行う等の相談窓口のPRを行った。  ○他機関の相談アドバイザーからの相談についても対応するとともに、相談者からの相談内容によっては他機関の相談窓口を紹介する等の連携を図った。</p>																								
<p>5. [情報システム業務] 情報提供業務等の基盤となる情報システムの整備  最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。</p> <p>(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進  平成17年10月に開始されたインターネット出願の促進・定着を図るため、ユーザーに対する普及活動を実施するとともに、工業所有権制度の改正に対応した電子出願ソフトの整備及び管理を行う。</p>	<p>【評価】  ○パソコン電子出願ソフトのインターネット出願一本化への対応や、普及啓発への活動が十分になされ、簡便性高く電子出願手続を促す各種工夫が継続的になされている点は評価できる。  ○パソコン電子出願ソフトの機能改善について、Windows以外のMacやLinuxなど他OSへの対応はその開発負担も大きく、実際のユーザーニーズとの関係において本当に必要なのか改めて検討する必要があるのではないかと。  ○審査官が引用した非特許文献を速やかに出願人に送付するためのイメージデータ化は出願人側の手続面においても利するものであり、評価できる。</p> <p>【実績】  ○パソコン電子出願ソフトの管理・運用を行うとともに、制度改正対応として、地域団体商標制度の創設、関連意匠の後日出願、特許・実用新案の共通出願様式への対応、利用者の利便性向上として、国際出願機能の追加、オンライン発送・閲覧書類の拡大、情報通信技術の進捗対応として、Mac、Linux、Windows7の動作確認、電子証明書タイプの対象拡大等を行った。</p> <table border="1" data-bbox="869 1201 2107 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子出願ソフトの機能改善</td> <td>4回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>ひな形の機能改善</td> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>3回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>かんたん願書作成の機能改善</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※かんたん願書作成は、平成22年7月から運用開始</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	電子出願ソフトの機能改善	4回	3回	3回	3回	1回	ひな形の機能改善	2回	1回	3回	0回	0回	かんたん願書作成の機能改善	—	—	—	—	3回
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																				
電子出願ソフトの機能改善	4回	3回	3回	3回	1回																				
ひな形の機能改善	2回	1回	3回	0回	0回																				
かんたん願書作成の機能改善	—	—	—	—	3回																				

○インターネット出願の普及を図るため、出願件数の多い企業及び要望のあった企業を訪問し、インターネット出願導入について説明するとともに、電子出願普及説明会を各地で開催した。また、各種イベントに出展し、依頼のあった研修・セミナー等に講師派遣を行った。

	19年度	20年度	21年度	22年度
訪問企業数	14社	19社	20社	14社
電子出願普及説明会	11回	22回	58回	27回
参加者数	453名	1,604名	2,210名	911名
各種イベント等	9回	23回	17回	12回

### (2) 公報システム等の整備・管理

公報のユーザーにおける利便性の向上を図るため、公報の発行又は利用に必要な公報システム、出願書類管理システム及び出願マスタデータの整備・管理を行う。

○適切な公報システムの整備・管理を行うため、三極特許庁における明細書様式統一への対応等、法改正に伴う公報仕様変更に基づく公報システムの開発を行った。また、意匠・商標のインターネット公報の発行のため公報システムの開発を行った。

○出願書類管理システムを運用するための環境整備を行い、必要なデータの整備等を行った。

○出願マスタの経過情報が適正且つ迅速に反映されるよう、電子出願化以前の出願に係る追記・修正等のデータ作成を遅滞なく行い、出願マスタの整備を行った。

### (3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備

迅速かつ的確な審査に資するため、審査・審判に必要な資料等の電子データの作成等を行い、データベースを構築する。

○審査・審判の際の迅速かつ的確な先行技術調査を可能とするため、公開前の特許出願書類からDNA配列データ等の必要なデータを抽出・加工し、先行技術文献データベースに蓄積した。

○審査資料に供する有益な非特許文献に対し、分類等の書誌情報作成及びイメージデータ化を行い、データベースに蓄積した。また、審査・審判官が拒絶理由通知等に引用した非特許文献を、出願人・代理人に通知書とともに、期間内に送付するためのイメ

<p>(4) 特許行政に関する情報提供の支援 知的財産権制度の普及及び啓発に資するため、特許行政に関するきめ細かい情報の発信を支援する。</p>	<p>ージデータの作成を迅速に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特許文献の検索を効率的に実施する上で有用な資料及び検索キー等のデータの作成・収集を行った。</li> <li>○出願された商標を解析し、商標検索に必要な検索キーとなる表示用商標、称呼、ウィーン国際図形分類等を付与したデータを作成するとともに、マドプロ出願の指定商品・指定役務名について和訳を作成し、類似群コードの付与を行った。</li> <li>○商標審査に資するため、商標登録を受けることができない種苗登録された品種名、原産地名称、経済産業大臣指定マーク、周知・著名商標、審判決例等（サブデータ）を解析し、データベースを作成した。</li> <li>○特許行政に関する情報についてインターネット技術を活用して電子的に提供するための必要な環境を整備し、中期計画期間を通して継続的に情報提供を行った。</li> <li>○特許行政への理解を促進し幅広い利用者層に知的財産権制度への関心を啓発するよう、利便性に配慮してコンテンツを作成するとともに、アクセシビリティについての調査を実施するなどコンテンツの見直し及び改善を図った。</li> </ul>
--	---

(注) 評定の点数については、AA : 5点、A : 4点、B : 3点、C : 2点、D : 1点であり、各年度のウエイトは等しいものとしている。ウエイト付きの点数をXとすると、AA :  $4.5 < X \leq 5$ 、A :  $3.5 < X \leq 4.5$ 、B :  $2.5 < X \leq 3.5$ 、C :  $1.5 < X \leq 2.5$ 、D :  $1 \leq X \leq 1.5$ としている。

## 2-2. サービスの質の向上（流通）

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期目標を達成）</b> 平成18年度：B、19年度：B、20年度：A、21年度：A、22年度：B	
各年度の評価から算定される 総合評価	$(3点 + 3点 + 4点 + 4点 + 3点) \times 1 / 5 = 3.4$ 点	<b>B</b>
<b>評価のポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特許流通を推進する仕組みづくりに取り組むとともに、時代の要請の変化に的確に対応して、今後の産業財産権流通の在り方を見据えた施策を積極的に企画・実施してきた成果として、自立的な特許流通市場が活発化しつつあることは評価できる。</li> <li>○第2期中期目標期間に大きな成果を挙げて特許流通促進事業は終了するが、この間に果たしてきた役割や形成した資産（ノウハウや人材等の蓄積）を活用し、特許流通という狭義の範疇からイノベーション創出という広義の範疇に視点を移し、その実現の一翼を担うことを期待する。</li> <li>○さらに、特許流通促進業務に関して蓄積した経験やノウハウを活用し、知的財産流通に関わる人材の育成や研修など情報・研修館らしい形態での事業展開を図ることを期待する。</li> </ul>	
<b>個々の評価事項について          当該中期目標期間の評価がBとなる基準</b>	<b>中期目標期間の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<p>1. [工業所有権情報流通等業務] 特許流通市場の育成に向けた開放特許に関する情報提供の拡大及び特許流通専門人材の育成</p> <p>知的創造サイクルの重要な要素である特許の活用を促進する観点から、開放特許（大企業、大学等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの）が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備することを目標とする。</p> <p>その際、中期計画において特許流通市場の育成に向けた達成目標をできる限り具体的かつ定量</p>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オープンイノベーションを担う特許流通について、特許流通アドバイザーを介して目標を大きく上回る成約を実現した。同時に、本事業の終了を見越して、本事業で得られたノウハウの蓄積を地域のアシスタントアドバイザーを通じて各地に普及・移転していることは高い評価に値する。</li> <li>○毎年開催の国際特許流通セミナーは国際ライセンス教会（LES）や米国大学技術管理者教会（AUTM）などの幹部を招聘するなど国際的にも認知され、関連分野では日本を代表するイベントとなっており、知的財産面での日本のプレゼンスの向上に寄与しており、評価できる。</li> <li>○特許流通の活性化を調査し、問題点を明らかにして新たな戦略を考えて欲しい。</li> </ul>	

的に明示し、その達成度を踏まえつつ、特許流通アドバイザーの派遣における情報・研修館の事業規模の縮小や必要性の乏しい事業の廃止を含めた業務の見直しを行う。

(1) 人材活用等による特許流通の促進  
自立的な特許流通市場の早期育成を目的として、特許流通の促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー）を地方公共団体等に派遣し、特許流通や技術移転に係る相談、仲介及び普及啓発を行う。

(2) 開放特許情報等の提供・活用の促進  
開放特許に関する情報量の増大を図り、それらをより簡便に提供するサービスや開放特許を活用するために必要な情報を提供する。また、中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検

【実績】

○特許流通を促進するため、技術移転に関する専門人材（特許流通アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体及び TLO 等に派遣し、企業訪問を実施。中期計画期間を通して 118,684 回となり、中期計画で設定した目標（特許流通アドバイザーによる訪問件数 80,000 件）を達成した。技術移転成約件数も堅調に推移している。

(単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
訪問件数	28,425	22,530	24,737	22,826	20,166
成約件数	1,771	1,416	1,452	1,303	1,272

○地域において特許流通促進活動が自立的に行われる環境を整備するため、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体が確保する技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）に対して、特許流通アドバイザーの指導等により、特許流通に関するノウハウの継承、人材育成支援を実施した。育成人数は平成 19 年度からの 4 年間で 110 名となり、中期計画で設定した目標（育成人数 100 人以上）を達成した。

○神奈川県が実施する特許流通支援事業において、情報・研修館が育成した特許流通アシスタントアドバイザーを中心に支援体制を構築されるなど、自立的に特許流通促進活動が行われる環境が整備されつつある。

○開放特許を情報提供してその活用を促進するため、開放特許のライセンス情報や活用アイデアのデータベースの構築を行うとともに、データベースへの登録を促す普及啓発・登録促進活動を実施し、蓄積数の増加及び利用の増大を進めた。

索方法や活用方法の普及を図る。

＜特許流通データベース等の蓄積数（累計）＞ （単位：件）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ライセンス情報	58,643	52,407	46,102	46,736	43,593
活用アイデア	18,480	14,310	10,742	8,553	6,781

＜特許流通データベース等の検索回数＞ （単位：回）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ライセンス情報	143,226	156,986	154,487	100,179	91,677
活用アイデア	36,609	25,057	15,719	9,130	3,858

○地域における中小・ベンチャー企業等の特許情報の活用促進を図るため、特許情報検索の専門家（特許情報活用支援アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体に派遣し、企業訪問を実施。中期計画で設定した目標（年間企業訪問件数「毎年度5,000回以上」）については、毎年度達成した。

（単位：回）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
訪問件数	8,736	9,615	10,195	10,832	10,849

（3）知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備

自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取引ビジネスを振興するため、事業の認知度の拡大及び当該事業者のユーザーへの紹介を行うなどの環境を整備する。

○知的財産権取引事業へのアクセス機会を提供し、知的財産権取引ビジネスを振興するため、普及啓発活動を行うとともに手続を簡便化し知的財産権取引業者データベースへの登録を促進した結果、知的財産権取引業者データベースの登録数を倍増させ、中期計画を達成した。

（単位：件）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
DB登録数	79	89	96	103	180

○知的財産権取引事業者の事業の円滑化を図るため、中小企業等が特許技術の内容やビジネスプラン等を提示し、知的財産権取引業者、金融機関等からライセンス等の各種申し出を募る特許ビジネス市を毎年度3回以上開催し、中期計画で設定した目標（毎年度1回以上開催）を達成した。また、地方自治体が企画・開催する地域版の特許ビジネス市に



対する開催支援を行った。

○特許流通・技術移転の専門家養成、専門家ネットワークの形成などを目的として、毎年度国際特許流通セミナーを開催し、多くの国内・海外の技術移転実務者、知的財産権取引業者が一堂に会し、技術移転の国際的な動向、先進的な取組事例の紹介などを通じて技術移転の国内への浸透を図った。

(単位：名)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国際特許流通セミナー参加人数	2,583	2,650	2,455	2,513	2,836

○特許流通・技術移転に携わる意志のある者を対象に、知的財産権取引や技術移転に関する知識を習得するための講座を毎年度10回開催した。

(単位：名)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特許流通講座参加人数	(基礎編)762	(基礎編)807	(基礎編)953	622	654
	(応用編)328	(応用編)369	(応用編)407		

(4) 特許流通に関する調査  
特許流通の円滑な拡大・定着のための環境を整備するため、内外の特許流通事業の現状及び特許流通市場の育成状況を調査・分析する。

○特許流通の実情など、特許流通を促進に役立つ調査を18テーマ実施し、中期計画で設定した目標(毎年度3テーマ程度実施)を達成した。

○特許流通事業の認知度調査を中期目標期間中に2回実施し、中期計画で設定した目標(5年間で2回以上実施)を達成した。

(注) 評定の点数は、AA: 5点、A: 4点、B: 3点、C: 2点、D: 1点であり、各年度のウエイトは等しいものとしている。ウエイト付きの点数をXとすると、AA:  $4.5 < X \leq 5$ 、A:  $3.5 < X \leq 4.5$ 、B:  $2.5 < X \leq 3.5$ 、C:  $1.5 < X \leq 2.5$ 、D:  $1 \leq X \leq 1.5$ としている。

## 2-3. サービスの質の向上（人材育成）

<b>評価結果</b>	<b>A（質・量のどちらか一方において中期目標を超えて優れたパフォーマンスを実現）</b> <b>平成18年度：A、19年度：B、20年度：B、21年度：A、22年度：A</b>	
各年度の評価から算定される 総合評価	$(4点 + 3点 + 3点 + 4点 + 4点) \times 1 / 5 = 3.6点$	<b>A</b>
<b>評価のポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広い視野から各種の人材育成についてそれぞれに相応しい方法を開発し実施してきたこと、研修受講者などユーザーの満足度が極めて高いことを高く評価する。</li> <li>○主業務である特許庁職員への研修ノウハウを活用し、民間企業（特に中小ベンチャー）や大学の知財人材の育成に取り組み、一定の成果を上げている点は高い評価に値する。こうした民間企業等に対する人材育成は民間事業としては成立しない領域であり、独立行政法人が取り組むに値する事業である。今後の更なる質の向上と活動継続を期待したい。</li> </ul>	
<b>個々の評価事項について            当該中期目標期間の評価がBとなる基準</b>	<b>中期目標期間の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<p>1. [人材育成業務] 研修内容の充実と知的財産関連人材の育成の促進</p> <p>政府の知的財産推進計画において知的財産に関連する人材の育成に向けた取組が決定され、知財人材の倍増に向けた政府全体の体制整備が急務となっている中、審査官・審判官等の育成とともに、民間の知的財産人材の育成を補完する観点から、審査官・審判官等が有する専門的な知識・ノウハウを民間等に提供する。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特許庁内外に有能な人材とのつながりを多数有する情報・研修館ならではの研修が、特許庁職員から民間企業、弁理士、学校関係者など幅広く、かつ質的・量的にも十二分に実施されてきており、利用者による評価も高い。今後も情報・研修館ならではの人材育成及び研修業務の増強を図ることを期待する。</li> <li>○特許庁職員に対する研修提供のみならず、そのノウハウを積極的に活用して民間企業（特に中小ベンチャー企業）の人材育成にも貢献している。この事業は民間事業としては提供し難く、独立行政法人が取り組むに値する重要事業であり、これを着実に実行している点は高い評価に値する。今後は、中小企業や大学への支援の観点からも積極的に取り組むとともに、より広範囲で研修を提供することの可能性について検討するべきではないか。</li> <li>○中国やアジアの関連機関と連携し、アジア諸国での知財人材育成に関する相互協力のインフラ形成をリードしていることは、今後のアジアにおける日本企業の事業展開を鑑みると極めて大きな意味を持つことであり、引き続き連携を強化し制度設計や人材育成でアジアをリードすべきである。</li> <li>○自前で知財関連人材の確保が困難な大学に対して大学知的財産アドバイザーを派遣し、実務上の支援や人材育成のための研修の提供を行うなど、イノベーションの重要な担い</li> </ul>	

(1) 特許庁職員に対する研修

特許庁の業務を円滑に遂行するため、任期付審査官の大量採用、法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術の急速な進展等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ特許庁職員の育成研修を着実に実施する。

手である大学の知的財産管理を支援することも、民間ではカバーしきれない独立行政法人としての重要な取組である。

○知的財産に関して認識不足と思われる記事が散見されることから、マスコミやジャーナリストに対する研修の実施についても今後の検討課題としたい。

○知的財産意識を持つ中小・零細企業はまだまだ少数派であると考えられることから、こうした企業に対して積極的にその意識向上を図るためのアプローチをする方策も検討すべきではないだろうか。

【実績】

○特許庁職員に対する研修については、特許庁の定める方針に基づき、審査・審判官、任期付審査官及び事務系職員に対する研修を着実に実施した。

(単位：名)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総受講者数	6,002	5,571	6,110	5,919	6,017
審査・審判官(階層)	898	778	920	961	800
事務系(階層)	84	82	96	98	115
専門研修(技術・法律)	1,838	1,954	2,363	2,183	2,249
国際系(語学研修)	220	214	299	303	332
派遣研修等	1,857	1,805	1,778	1,836	1,779
その他	1,105	738	654	538	742

○審査系コース研修において、事例研究、演習、討論を多く取り入れ審査実務能力の強化を図るとともに、事務系研修においても実践的科目を多く取り入れた。

○知的財産関係者と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修効果を高めるため「当事者系審判研修」及び「先端技術研修」において、弁理士の参加を募り、特許庁職員と合同で研修を実施した。

○研修毎に研修生、講師からアンケートを回収し、集計・分析を行うとともに、庁の関係部署からの意見を収集し、研修に対する要望等を把握・検討し、講師の見直し、研修科目及び内容の改善を行った。

(2) 調査業務実施者の育成研修  
「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づいて、登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施する。

(3) 民間企業等の人材に対する研修  
企業等において工業所有権に関する業務に従事する者の先行技術調査能力や実務的な知見を高めるための研修や中小・ベンチャー企業等における知的財産マインドの向上を支援するための研修を効果的に実施する。

○平成 18 年度から審査官補コース研修において、平成 19 年度から審査官コース前期研修において、e ラーニングによる学習教材の活用を開始する等、順次対象コンテンツの拡大を図りつつ積極的に活用した。

○登録調査機関及びその設立予定機関の動向把握に努めつつ、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 37 条に規定する調査業務実施者に必要な研修を、毎年度 4 回実施し、中期計画で設定した目標（毎年度 2 回以上実施）を達成した。（延べ 1,762 名受講）

○調査業務実施者の実践的な調査能力が身につけられるよう、新たな演習科目の追加等のカリキュラムの拡充、面接評価における質問例の見直し等、調査業務実施者育成研修のカリキュラムや評価方法の見直しを行った。

○特許侵害警告に対する対応能力強化と、知的財産マインドの向上を目的に、特許侵害警告模擬研修を実施した。

○中小・ベンチャー企業等の知的財産権を経営に役立てるための判断能力を醸成するため、平成 21 年度から知的財産権活用検討研修を実施した。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
特許侵害警告模擬研修 研修回数	4 回	4 回	6 回	5 回	5 回
受講者数	178 人	119 人	133 人	100 人	113 人
知的財産権活用検討研修 研修回数	—	—	—	1 回	2 回
受講者数	—	—	—	15 人	51 人

○知的財産専門人材の一層の実務能力向上を目的に、特許庁における審査基準に関して審査官が有する知識を積極的に提供し理解を深めるための審査基準討論研修(特許、意匠)、意匠登録出願に対する拒絶理由の内容を正しく理解し、応答準備や的確な対応を行う実

実践的能力を習得するための意匠拒絶理由通知応答研修を実施した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
審査基準討論研修 研修回数	3回	3回	3回	4回	4回
受講者数	92人	78人	95人	85人	79人
意匠拒絶理由通知応答研修 研修回数	—	—	1回	1回	1回
受講者数	—	—	32人	29人	22人

○知的財産管理技能士の知識・技能の維持・向上を図ることを目的に、平成20年度から知的財産管理技能士フォローアップ研修を知的財産教育協会と連携して実施し、特許庁に蓄積されている専門的知見やノウハウを提供した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研修回数	—	—	1回	3回	1回
受講者数	—	—	38人	106人	14人

○効率的な技術開発、重複研究の排除や真に必要な出願・審査請求を選択するのに資する特許情報検索に関する研修を毎年度実施した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研修回数	7回	7回	7回	7回	7回
受講者数	285人	302人	226人	242人	264人

○企業等知財担当者、特許事務所等のリーガルアシスタントに対して、特許調査についての詳細な知識と実践能力の育成を目的に、平成20年度から特許情報検索に関する特許調査実践研修を大阪工業大学と連携して実施した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研修回数	—	—	2回	1回	2回
受講者数	—	—	40人	19人	39人

○知的財産に関する基礎的知識を習得し、各機関の知財行政の企画及び円滑な運用を図ることを目的として、行政機関職員等を対象とする知的財産に関する研修を、毎年度5回以上実施した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
初級 研修回数	4回	4回	6回	5回	5回
受講者数	204人	160人	119人	144人	142人
中級 研修回数	—	—	—	1回	1回
受講者数	—	—	—	21人	30人
知的財産政策研修回数	1回	1回	1回	—	—
受講者数	19人	13人	10人	—	—

○これらの研修の実施にあたっては、情報・研修館に対する社会のニーズの把握に努めながら、研修生の相互研鑽を図るよう、一部に討論形式の科目を導入し研修を実施した。

○各研修において、講師候補者の経歴などを考慮し、研修内容に対応する適切な講師選定を行うとともに、研修受講生からのアンケート結果に基づきカリキュラム、実施時期・場所等について随時見直しを行い、研修内容の質の向上を図った。

○第一期中期目標期間中に実施した商工会議所や中小企業経営指導員を対象に行った知的財産に関する基礎的な研修については廃止した。

○特許情報検索の実務能力を客観的に評価し、広く顕彰を行う特許競技大会及びフィードバックセミナーを平成20年度から実施し、特許情報検索に携わる者に対するインセンティブを高める機会を提供した。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
競技大会開催場所	—	—	東京・大阪	東京・大阪	東京・大阪
参加者数	—	—	86人	85人	169人

○知的財産人材育成推進協議会の参加機関として、他の機関との連携強化を図りつつ、知的財産人材育成の取組を広く周知するためのイベントの開催や、知的財産人材育成に関

する政策の提言を行った。また、平成 19 年 10 月から同協議会の事務局として、他の参加機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進した。

○中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）や韓国国際知識財産研修院（IIPTI）を始めとした、アジアの人材育成機関との間で人材育成機関間連携会合を開催するなど、情報交換及び相互協力を推進した。

○平成 21 年 9 月の第 2 回日中知財人材育成機関間連携会合において CIPTC と、平成 22 年 5 月の第 2 回日韓知財人材育成機関間連携会合において IIPTI と協力覚書を締結した。また、平成 23 年 1 月の第 4 回日中知財人材育成機関間連携会合では、両機関間の協力のさらなる発展に向けて、新しい協力覚書を締結した。

○平成 20 年度から WIPO・GNIPA に参加し、同ネットワークのシンポジウムにおいて情報・研修館の取組を発信するなど、グローバルな観点から人材育成機関との情報交換を深めた。

○（1）～（3）の研修を通じ、研修生に対するアンケート調査による満足度は、中期計画で設定する「毎年度平均で 80%以上」を超える評価を獲得した。

（1）特許庁職員に対する研修

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
満足度	98.3%	98.4%	98.1%	98.2%	98.2%

（2）調査業務実施者の育成研修

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
満足度	99.2%	99.2%	99.6%	100.0%	99.8%

（3）民間企業等の人材に対する研修

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
満足度	98.1%	98.1%	97.8%	98.0%	98.9%

（4）情報通信技術を活用した学習機会の提供  
特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研

○情報通信技術を活用した学習教材を 5 年間で 36 教材（更新分を含む）作成し、開発済み

鑽の機会の提供を充実させる。

#### (5) 大学の知的財産管理機構の整備支援

大学における知的財産戦略の策定や出願の選別等による権利の適切な保護・活用等に資するため、大学の知的財産管理部門の体制の整備の重要性を踏まえ、それらに必要な情報の提供・普及を行う。

#### (6) 工業所有権教育用教材の整備・提供及び活用の支援

知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成を図り、工業所有権に関する実践的な知識を備えた人材を育成するため、児童、生徒、学生等を対象とする教育用教材の整備、提供を行うとともに、教員等による活用を支援する。

の合計 45 コンテンツを特許庁及び情報・研修館職員に提供した。また、外部提供が可能な教材 (34 コンテンツ) については、外部の知的財産関連人材にも提供した。

○三極特許庁における協力用学習教材を平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間で 11 教材作成し、特許庁及び情報・研修館職員、欧州特許庁 (EPO) 職員並びに米国特許商標庁 (USPTO) 職員に提供した。

○各種研修において使用した教材について、公開可能なものは、ホームページを通じて外部に提供した。

○大学等における知的財産管理体制の構築を支援するため、大学知的財産アドバイザーを毎年度 20 大学以上に派遣し、中期計画で設定した目標 (毎年度 20 大学以上に派遣) を達成した。また、事業充実のため、必要に応じて派遣先大学の実情を把握するための実地調査を行った。

○大学に対する知的財産管理の普及啓発を目的として、知的財産管理体制構築支援セミナーや相談会を毎年度実施するとともに、大学知的財産アドバイザー派遣先大学等の知財担当者に対して研修を実施した。

○毎年度「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」を作成し、大学知的財産アドバイザー派遣先大学等に配布するとともに、ホームページに掲載し一般に公開した。

○全国の学校教育機関等を対象に知的財産教育用教材の提供を行うため、配布希望調査を実施し産業財産権標準テキスト等を配布希望のあった学校教育機関等に配布した。中期計画で設定した目標 (5,000 ヶ所以上への配布) については、毎年度達成した。また、産業財産権標準テキスト等の利便性向上、内容の改善を図るため、利用者に対しアンケート調査等を実施し、調査結果等を踏まえ、産業財産権標準テキスト等の内容を検討し、改訂を行った。



○産業財産権標準テキストを利用した知的財産教育の実践を行う事業を、毎年度 50 校以上の高校等（工業高校、商業高校、農業高校、水産高校及び高等専門学校）で実施し、中期計画で設定した目標（毎年度 50 校以上の参加校を確保）を達成した。また、知的財産教育の実践の報告会を毎年度 2 回開催するとともに、テキスト使用方法、教育の知財意識の向上、生徒・学生の知財学習による効果等についてさらなる知財教育実践の裾野拡大を図るために報告書を作成し配布した。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
教育推進協力校数	106 校	90 校	59 校	56 校	80 校

○知的財産教育の実践を行っている各学校の取組を紹介する映像及び事例集を作成し、映像についてホームページに掲載した。

○知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解を促進することを目的に、専門教育機関等の学生及び生徒が、知的財産教育で培った能力を実践的に試すことができるパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを文部科学省、特許庁、日本弁理士会と共催で実施し、表彰式を開催した。

(注) 評定の点数は、AA : 5 点、A : 4 点、B : 3 点、C : 2 点、D : 1 点であり、各年度のウエイトは等しいものとしている。ウエイト付きの点数を X とすると、AA :  $4.5 < X \leq 5$ 、A :  $3.5 < X \leq 4.5$ 、B :  $2.5 < X \leq 3.5$ 、C :  $1.5 < X \leq 2.5$ 、D :  $1 \leq X \leq 1.5$  としている。

### 3. 業務運営の効率化

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期目標を達成）</b> 平成18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：A、22年度：A	
各年度の評価から算定される 総合評価	$(3点 + 3点 + 3点 + 4点 + 4点) \times 1 / 5 = 3.4点$	<b>B</b>
<b>評価のポイント</b>	<p>○中期目標期間を通じて、理事長による的確な内部統制が機能し、高度かつ専門的な業務を効率的に実施する工夫が鋭意なされた結果、おおむね目標を上回る経費削減と高い業務レベルを両立している点は高く評価出来る。</p> <p>○特に、競争入札等の推進の結果、随意契約を金額ベースで4%にまで削減した点や地方閲覧室の削減など業務の効率化、適正化に成果を上げた点は評価できる。なお、業務経費については次期中期目標期間においても更なる削減努力を期待したい。</p>	
<b>個々の評価事項について          当該中期目標期間の評価がBとなる基準</b>	<b>中期目標期間の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>独立行政法人の特長を最大限に活かし、その目標達成に適応した人材の的確な配置や柔軟な組織運営を行い、業務の効果的な実施を図る。また、他機関との連携に向けた取組も含め、業務内容に応じた民間事業者等の能力の効果的活用を推進する。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○インターネット利用に伴う閲覧ニーズの低下に即応して閲覧室及び閲覧機器類の配備の見直しを図ったこと、小売役務商標制度など新制度の開始にあたっての迅速な研修・周知の体制を整えてきたことなど、ユーザーニーズに的確に対応してきた点は評価できる。</p> <p>○また、インターネット利用促進に伴う特許電子図書館の利用者増加と公報閲覧室へのニーズ低下など、事業環境の変化に合わせた人員配置や組織体制見直し、継続的に実施されている点も評価に値する。</p> <p>○民間事業者や外部人材を積極的に登用するなど、経費を抑えつつ効果を拡大する方策が適切にとられている点は評価できる。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>○業務を効果的に実施するために、必要に応じて人員配置や組織体制を見直し、柔軟な組織運営を行った。</p> <p><b>【平成18年度】</b>業務移管を円滑に進めるための臨時的な体制として、総務部を中心に関係部門職員から構成されるプロジェクトチームを平成18年5月に発足させ、特許庁と連携を図りながら、部門内の人員体制、関連する契約事務の先行検討と手続き、その他課題の解決に向けた作業を行い、移管を滞りなく完了させた。</p>	

【平成 19 年度】密接に関連する業務を行っている情報提供部と情報管理部を同フロア（特許庁庁舎 2 階）に配置し、有機的な業務運営を可能とするための環境整備を実施。具体的には、第一公報閲覧室に設置の IPDL 専用端末について利用実態を踏まえて設置台数の削減を行い、その後の空きスペースに情報管理部（特許庁庁舎 4 階から移設）を配置。

【平成 20 年度】特許電子図書館（IPDL）のインターネットによる提供の利用拡大に伴う公報閲覧室の閲覧者数の減少に合わせて、閲覧機器等の台数を見直す（158 台（19fy）→155 台（20fy）→88 台（21fy））とともに第一公報閲覧室の受付業務等に従事する派遣職員数の見直しを実施した。（6 人→5 人、平成 21 年 1 月）

【平成 21 年度】研修業務の効果的な実施（利用者ニーズに対応したスペースの有効活用）のため、知財に関する農水省との連携や弁理士の育成支援などの新たな研修事業の取り組み等に対応するため、利便性の高い経済産業省別館 1 階の公報閲覧スペースを研修スペースへ変更し、研修スペースの拡大を図った。内部研修スペースの拡大により、外部研修室使用料に係る経費を約 14 百万円削減。

○業務内容に応じて、民間事業者及び外部人材を積極的に採用し、効果的な事業運営を行った。

【事例】平成 19 年 4 月の小売等役務商標制度導入後の 3 ヶ月間は出願に係る暫定期間と定められたため、当該期間中は相談業務の充実を図る必要があると判断し、「専用ホットライン」（専用電話）設置の検討を開始。土日祝祭日の業務については、民間機関と弁理士会との協力・連携の下に、弁理士による相談業務を実現する体制が迅速に整い、同年 4 月 1 日から、ホットラインの毎日の稼働を実現させた。

<外部人材の人数推移>

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
契約職員	24 名	62 名	65 名	66 名	45 名
派遣職員	24 名	31 名	30 名	29 名	28 名

2. 業務運営の合理化  
 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施により、既に策定された「特許庁業務・システム最適化計画」（平成16年10月5日策定、平成17年8月23日改定）と連動しつつ、業務・システムの最適化を推進し、業務運営の合理化を図る。

【実績】

- 特許庁の開催する運営基盤システムワーキンググループ、新検索システムワーキンググループ、データ管理業務検討タスクフォースにオブザーバとして参加し、情報・研修館における業務影響の確認を実施。
- 特許庁業務システム最適化計画の改定（平成20年10月及び平成21年10月）への対応を含め、特許庁業務システム最適化計画に対する情報・研修館業務への影響及び課題を調査し、特許庁と対応方法の検討を行った。

3. 業務の適正化  
 運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行うとともに、業務経費について期間中平均で前年度比4%程度の効率化を行う。その際、委託等により実施されている業務を始めとする各業務については、徹底的な業務の合理化の検討等を進めるとともに、可能な限り随意契約に代えて競争的手法による契約とすること等により、委託費等の縮減など一層の効率化を図る。また、引き続き随意契約によらざるを得ない委託等については、その客観性、妥当性等を確保するため透明性を高めるなど業務の適正化を図る。

【評価】

- 適正かつ効率的な業務プロセスの構築により、一般管理費の削減目標を上回るレベルで効率化を実現している点は評価できる。
- 業務経費について期間中平均で前年度比4%程度の効率化が目標であるところ、平均で3.6%であり更なる削減の余地はあると思われる。次期中期目標期間は更なる削減努力を期待したい。
- 中期目標期間を通じて競争入札への移行が促進され、入札プロセスにも工夫を盛り込んだ結果、随意契約や一者応札の件数が大幅に低減されている点は評価できる。
- 競争入札の促進については社会的要請に応えたもので高く評価できるが、一方で知的財産業務における専門性の高さを考慮すると、契約結果については業務の質の低下につながるか今後十分な検討が必要である。

【実績】

- 委託等業務に係る調達競争的契約への移行を図ること等、業務経費については平均で3.6%、一般管理費については平均で3.1%の削減を達成し、中期目標で示された業務運営の効率化目標を達成した。

(単位：千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	平均
一般管理費 (既存)	430,776	411,414	—	—	—	—
一般管理費	439,888	455,293	442,650	430,228	419,569	—

(全体)						
効率化達成率	—	▲4.5%	▲2.8%	▲2.8%	▲2.5%	▲3.1%

(単位：千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	平均
業務経費(既存)	11,261,020	10,876,666	—	—	—	—
業務経費(全体)	11,704,175	12,879,623	12,327,194	11,938,551	11,515,600	—
効率化達成率	—	▲3.4%	▲4.3%	▲3.2%	▲3.5%	▲3.6%

- ※1 18年度の一般管理費(既存)は、既存分の一般管理費と既存分の管理部門人件費を加えた予算額
- ※2 19年度の一般管理費(既存)は、業務移管分の一般管理費と管理部門人件費を除いた予算額
- ※3 19年度の効率化達成率は、(既存)分に対する効率化達成率
- ※4 20年度以降の効率化達成率は、(全体)分に対する効率化達成率
- ※5 18年度の業務経費(既存)は、平成18年度に業務移管した「情報システム関連業務経費」を除いた予算額
- ※6 19年度の業務経費(既存)は、平成18年度に業務移管した「情報システム関連業務経費」と「意匠公知資料機能拡張に要する経費」を除いた予算額

4. 人件費削減の取組  
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

- 【評価】**  
○中期目標期間を通じて10.7%の削減を達成しており、目標を上回る人件費削減が実現されている点は高く評価できる。
- 【実績】**  
○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、適切な人件費管理を行ったため、第2期中期目標期間の最終年度である平成22年度において、5年間で10.7%の人件費削減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)を達成。

(単位：千円)

	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 実績
給与、報酬等支給総額	1,043,901	738,157	1,016,110	946,906	918,107	899,257
人件費削減率 (補正值)	—	2.8%	▲3.4%	▲10.0%	▲10.4%	▲10.7%

- ※1 「給与、報酬等支給総額」については次の考え方により算出している。
- ・平成17年度実績は、実績額710,909千円に、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)に見合う平成17年度人件費推計額を加算。
  - ・平成18年度実績額は、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)を含めていない。
  - ・平成19年度以降の実績額には、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)分を含めている。
- ※2 人件費削減率は、平成17年度実績に対する削減率を示している。ただし、平成18年度については、19年1月1日増員分(34名)を含まない平成17年度実績額717,909千円に対する削減率を示している。
- ※3 人件費削減率の補正值は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

(注) 評定の点数は、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、各年度のウエイトは等しいものとしている。ウエイト付きの点数をXとすると、AA：4.5<X≤5、A：3.5<X≤4.5、B：2.5<X≤3.5、C：1.5<X≤2.5、D：1≤X≤1.5としている。

#### 4. 財務内容

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期目標を達成）</b> <b>平成18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B、22年度：B</b>	
各年度の評価から算定される 総合評価	$(3点 + 3点 + 3点 + 3点 + 3点) \times 1 / 5 = 3.0点$	<b>B</b>
<b>評価のポイント</b>	<p>○人件費削減を中心とする財務の適正化が中期目標期間全体として達成されている点を評価したい。ただし、財務は本質的には目に見える顕著な効率化の達成以前に、破綻のない堅実性が求められるものであり、その点においても各年度にわたって評価すべき内容である。</p> <p>○業務の質を上げながら目標を上回る経費削減を実現していることは高く評価出来る。結果的に利益剰余金 75 億円を国庫返納することになるが、職員のモチベーション向上策として当該剰余金の一部を活用することも、組織の健全な発展を促す意味で大切ではないか。</p>	
<b>個々の評価事項について            当該中期目標期間の評価がBとなる基準</b>	<b>中期目標期間の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<b>1. 財務内容の透明性の確保</b> 積極的な情報提供により財務内容の透明性を確保する観点から、経理事務や財務諸表の作成に外部の知見を積極的に活用するよう努める。	<b>【実績】</b> ○監査法人と顧問契約を締結し、専門的な観点から経理業務全般を適正に処理するための指導を受けた。	
<b>2. 効率化予算による運営</b> 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	<b>【実績】</b> ○運営費交付金については、業務改善や調達コストの削減等に取り組み、一般管理費は毎年度平均で3.1%、業務経費は毎年度平均で3.6%の削減を実施し、中期目標で示された削減目標を達成した。  ○業務内容に応じて人員配置の見直しなどを行い、平成22年度においても人件費執行額は前年度を下回る水準となった。「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく取組である5年間で5%以上の人件費削減目標についても、平成22年度末での実績は基準年度（平成17年度）に対して△10.7%となり、削減目標を大幅に達成した。  ○中期目標に示された効率化目標を踏まえた予算を作成し、当該予算の範囲内で効率的な運営に努めた。利益剰余金（約75億円）は、平成23年度に国庫に返納する予定。	

	・第2期中期目標期間の収支状況 (単位：百万円)					
	年度	収入決算 (a)	支出決算 (b)	収支差 (a-b)		
	18	12,872	11,874	998		
	19	14,321	12,862	1,459		
	20	13,742	12,100	1,642		
	21	13,357	11,486	1,871		
	22	12,865	11,364	1,501		
3. 自己収入の確保 実費等の徴収を行うなどにより、可能な限り自己収入の確保を図る。	【実績】					
	○工業所有権公報等閲覧業務等において複写手数料を徴収するとともに、人材育成業務においては民間企業等向けの研修について、実費徴収を基本にしつつ、有料による研修を実施し、自己収入の確保を図った。「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月政策評価・独立行政法人評価委員会)も踏まえ、引き続き、可能な限り自己収入の確保に努める。					
	(単位：千円)					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	複写手数料収入	21,625	16,024	12,204	7,052	3,870
	研修受講料収入	77,482	71,729	71,011	101,464	74,765
	その他収入	11	1,076	13	10	9
合計	99,117	88,829	83,228	108,526	78,644	

(注) 評定の点数は、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、各年度のウエイトは等しいものとしている。ウエイト付きの点数をXとすると、AA：4.5<X≤5、A：3.5<X≤4.5、B：2.5<X≤3.5、C：1.5<X≤2.5、D：1≤X≤1.5としている。



## 5. その他

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期目標を達成）</b> 平成18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B、22年度：__	
各年度の評価から算定される 総合評価	$(3点 + 3点 + 3点 + 3点 + 3点) \times 1 / 5 = 3.0点$	<b>B</b>
<b>評価のポイント</b>	○ユーザーフレンドリーを主眼とした事業展開は各年度を通じて実施されてきており評価できる。 ○社会一般のニーズを的確に把握し、また特許庁と緊密に連携して、将来を見据えた各種の施策を積極的に企画し実施してきたことを高く評価する。特に、特許庁職員との連携は情報・研修館の存在意義を高める要素でもあることから特に高く評価したい。	
<b>個々の評価事項について          当該中期目標期間の評価がBとなる基準</b>	<b>中期目標期間の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<b>1. ユーザーフレンドリーな事業展開</b> 非公務員型の特長を活用し、弾力的な勤務形態の導入などを通じたユーザーサービスの一層の向上を目指す。また、ユーザーニーズの業務への機敏な反映を図るとともに、内部組織間の相互補完・協力を一層拡大するため、必要な組織の見直しを行う。	<b>【評価】</b> ○電話相談時間の延長、インターネット出願切替時の相談業務の充実、アンケート結果に基づく特許電子図書館の機能改善などに代表されるようにユーザーフレンドリーな事業展開は多岐にわたり、各年度を通じて十分な努力がなされてきたと評価できる。 ○ユーザーニーズの業務への反映は、その充実を図るほど社会情勢の変化等により陳腐化したり、効率の悪化を招いたりする事象も出てきうることから、その妥当性について定期的な検証も必要である。 ○今後、若年層に対する知財教育について、特許庁及び情報・研修館のノウハウを活用し、より充実して提供する必要があるのではないか。  <b>【実績】</b> ○ユーザーサービス向上のため、電話相談を20時まで延長した。 ○インターネット出願への切替え時に相談対応要員を23時まで配置した。 ○IPDL講習会を一般ユーザーが参加しやすい土日に開催した。 ○特許検索競技大会をユーザーが参加しやすい休日に開催した。 ○地方閲覧室の閲覧指導員を対象としたスキルアップ研修を実施した。	

	<p>○IPDL 利用者に対するアンケートを実施し、結果を踏まえ機能改善に結びつけた。</p> <p>○窓口業務を行う契約職員（地方含む）を対象に、CS（顧客満足）研修を実施した。</p> <p>○情報・研修館ホームページに設置されている「お問合わせ」を活用し、情報・研修館における支出の見直し資する情報や提案をユーザー等から幅広く募集した。</p> <p>○運営会議（年10回）や定例会議（週1回）の場をはじめ、知財人材育成の今後のあり方など、目的に応じたプロジェクトチームを発足し、将来に向けた横断的な事業展開についての検討を行った。</p> <p>○INPIT インフォメーション（イントラネット）及び電子メールにより、積極的に情報共有を図ることで組織内の相互補完を実施した。</p>
<p>2. 特許庁との連携</p> <p>高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくとともに、情報・研修館と特許庁の両者の業務の効率化に資するよう、引き続き人事交流を含めた特許庁との密接な連携を図る。</p>	<p>【評価】</p> <p>○特許庁職員との意見交換を含む諸種の連携は、審査の質的向上、出願人の利便性向上、人材育成・研修の質的・量的充実など多くの観点から有効であり、高く評価できる。</p> <p>【実績】</p> <p>○情報・研修館の課題や今後のあり方等について、所管省庁である特許庁の幹部及び関係者と定期的に意見交換を行うことにより、より密接な連携を図った。</p> <p>○特許庁との業務の効率化に努めるため、特許庁職員に対する研修について情報・研修館職員も参加させた。</p> <p>○特許庁が設置する「イノベーションと知財政策に関する研究会（知財制度を巡る様々な課題について議論を行い、我が国知財システムが目指すべき将来像の取り纏め）」に理事長が参画し、情報・研修館の今後の在り方などを議論するための情報を収集した。</p> <p>○相談部によせられた要望等については、特許庁関係課室に定期的に情報提供を行うとともに、特許庁の新規施策や制度改正などについて、特許庁担当者を講師に迎え勉強会を実施した。</p>
<p>3. 広報・普及活動の強化</p> <p>知的財産に係る総合支援を目指し、ユーザーサービスの広報・普及活動の強化に積極的に努める。</p>	<p>【評価】</p> <p>○知的財産という一般には縁遠い事象に対して、効果的に発信を行ってその理解促進に努めてきた点は高く評価できる。</p> <p>【実績】</p> <p>○情報・研修館事業の効果的な周知を図るため、各種イベントへ出展するなど積極的な広報・普及活動を行った。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞等への広告掲載、特許庁電子広報誌や各種メールマガジンへの記事掲載など積極的な広報活動を行った。</li> <li>○ホームページの操作性の向上、アクセス環境の向上を図るためにリニューアルを実施するとともに、携帯電話用サイトを開設し情報発信の拡充を行った。</li> <li>○適切な情報管理を推進するために、平成19年に情報セキュリティポリシーを策定した。これ以降、全役職員を対象とした情報セキュリティポリシーに関する教育（研修、自己点検等）の義務化実施により、情報管理を強化している。</li> </ul>
--	--

(注) 評定の点数は、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、各年度のウエイトは等しいものとしている。ウエイト付きの点数をXとすると、AA： $4.5 < X \leq 5$ 、A： $3.5 < X \leq 4.5$ 、B： $2.5 < X \leq 3.5$ 、C： $1.5 < X \leq 2.5$ 、D： $1 \leq X \leq 1.5$ としている。